

先から  
山梨市牧丘町倉科字神田五〇一六番二地先  
まで

新	三九・五	
	一一・四 一七・二	
		六八・二

**山梨県告示第百十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
都留市桂町九〇二番二地先から 都留市桂町八九五番一地先まで	旧	五・〇 六・六	八五・七
	新	八・七 四六・六	八五・八

**山梨県告示第百十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
山梨市上石森字日恵田五四九番四地先から 山梨市上石森字上手原一四三番一地先まで	旧	六・七 一七・九	八〇五・〇
	新	一〇・九 一七・九	八〇五・〇

**山梨県告示第百十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平沢千野線	甲州市塩山竹森字橋爪二九六四番二地先から 甲州市塩山竹森字橋爪二九六〇番一地先まで	八〇・〇	平成二十八年三月二十四日

**山梨県告示第百十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称

都留市

二 都市計画事業の種類及び名称

都留都市計画下水道事業都留市公共下水道

三 事業施行期間

平成六年三月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成六年山梨県告示第二百十三号、平成十年山梨県告示第五百四号、平成十三年山梨県告示第四十七号、平成十六年山梨県告示第五百七十七号、平成二十一年山梨県告示第百十四号及び平成二十六年山梨県告示第二百五十四号の事業地のうち、都留市大字井倉字馬場及び字沢戸、大字田原四丁目並びに大字つる三丁目の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

大月市

二 都市計画事業の種類及び名称

大月都市計画下水道事業大月市公共下水道

三 事業施行期間

平成六年三月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成六年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十一号、平成十六年山梨県告示第五百三十九号及び平成二十二年山梨県告示第百三十号の事業地のうち、大月市大字御太刀一丁目、大字脈岡町ゆりヶ丘、大字脈岡町岩殿字中丸及び字石動、大字脈岡町畑倉字石動並びに大字脈岡町強瀬字石動、字太田ヶ原及び字川隣の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

甲斐市

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和六十二年山梨県告示第五十二号、平成元年山梨県告示第九号、平成四年山梨県告示第二百二十八号、平成五年山梨県告示第三百四十四号、平成七年山梨県告示第四百九十九号、平成九年山梨県告示第二百四十九号、平成九年山梨県告示第三百二十二号、平成十一年山梨県告示第二百五十九号、平成十四年山梨県告示第四百九十七号、平成十四年山梨県告示第五百十三号、平成十八年山梨県告示第百七十三号、平成十八年山梨県告示第百七十四号、平成二十年山梨県告示第百七十号及び平成二十七年山梨県告示第百七十七号の事業地に、甲斐市竜王新町字山の神の一部を加え、甲斐市天狗沢字蟹河原、島上条字神明前、字大石田及び字原腰、竜王新町字氏神西、字氏神前、字八幡及び字五反田、竜王字西河原、富竹新田字大明神河原、篠原字古村及び字桑原並びに西八幡字柳原及び字下川除付の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

一 施行者の名称

甲斐市

二 都市計画事業の種類及び名称

韮崎都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成元年山梨県告示第三十二号、平成六年山梨県告示第二百十六号、平成七年山梨県告示第二百二十一号、平成十年山梨県告示第八十二号、平成十二年山梨県告示第三百七十九号、平成十五年山梨県告示第二百四十一号、平成二十年山梨県告示第七十一号及び平成二十七年山梨県告示第一百十八号の事業地に、甲斐市宇津谷字柳の内及び志田字向河原の各一部を加え、甲斐市大笹字松葉、岩森字坊沢東、竜地字北川並びに下今井字立間、字割石及び字清水端の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

### 山梨県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

一 施行者の名称

昭和町

二 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年三月三十一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和六十二年山梨県告示第五十三号、平成五年山梨県告示第六号、平成七年山梨県告示第三百五十九号、平成八年山梨県告示第四百八十六号、平成十年山梨県告示第八十号、平成十五年山梨県告示第七十八号、平成二十年山梨県告示第六十六号、平成二十三年山梨県告示第六十七号及び平成二十七年山梨県告示第七十三号の事業地に、昭和町大字築地新居字道上及び字村前、大字西条新田字村西道上、字砂田及び字神の木並びに大字押越字出口河原及び字新田を加え、昭和町大字築地新居字村内、字新居前及び字東河原、大字飯喰字道下、大字西条新田字村北及び字村前、大字西条二区字八公免、大字押越字大西、字上河原、字冷間窪、字東冷間、字中堰、字新田西及び字大窪、大字河東中島字村西、字中田、字柳田、字西国田、字仕作及び字十二枚並びに大字紙漕阿原字川添及び字西村前の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

### 山梨県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

一 施行者の名称

西桂町

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道

三 事業施行期間

平成七年七月十七日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第五百二十一号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十二号、平成十九年山梨県告示第八十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十九号及び平成二十四年山梨県告示第三百三十号の事業地に、西桂町大字小沼字池の頭を加え、西桂町大字小沼字柳溝地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

山梨県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称  
忍野村

二 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業忍野村公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十四年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十二号の三、昭和五十九年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第六十九号、平成三年山梨県告示第十一号、平成八年山梨県告示第二百二十九号、平成十三年山梨県告示第二百十三号、平成十八年山梨県告示第二百三十五号及び平成二十三年山梨県告示第九十一号の事業地のうち、忍野村大字忍草字高木、字地粉沢、字柳原、字梨ヶ原中道及び字出口並びに大字内野字上村の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

山梨県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称  
山中湖村

二 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業山中湖村公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十四年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十二号の二、昭和六十年山梨県告示第八十八号、平成三年山梨県告示第九十八号、平成八年山梨県告示第六十四号、平成十八年山梨県告示第二百三十六号、平成十九年山梨県告示第五百十八号及び平成二十三年山梨県告示第九十三号の事業地に、山中湖村大字山中字三本柏木の一部を加え、山中湖村大字山中字中原地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

山梨県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称  
富士河口湖町

二 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

三 事業施行期間  
昭和五十二年七月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百一号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十四号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十五号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十四号、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第四十七号、平成元年山梨県告示第三百三十七号、平成二年山梨県告示第四百二十八号、平成八年山梨県告示第二百二十七号、平成八年山梨県告示第二百二十八号、平成九年山梨県告示第三十一号、平成十三年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十

四号、平成十三年山梨県告示第二百十八号、平成十七年山梨県告示第九十二号、平成十八年山梨県告示第四百八十八号、平成二十二年山梨県告示第三百二十二号及び平成二十五年山梨県告示第二百五十四号の事業地のうち、富士河口湖町大字小立字豆塚、字津花塚及び字七本桜並びに大字船津字生木塚の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

**山梨県告示第二百二十二号**

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者（平成二十一年山梨県告示第五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

二の表及び三の表中、「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加え、四中「建築士法施行規則（昭和二十五年建築省令第三十八号）第十七条の十八」を「建築士法第二条第五項」に改める。

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年三月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 NPO法人文化財保存技術ネットワーク・ユアブレーション
- 2 代表者の氏名 出月 洋文
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市団子新居三百四十七番地
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、考古・歴史・民族・伝統技術等の文化財全般に関する企画計画、調

査研究、維持管理及び修復等の事業、また現場技術等の役務提供を通じ、文化財の保護保存や活用を図ると共に、広く地域住民の文化財への理解や関心を高めるため、官学民協同を目指したネットワーク構築のもとで、文化財を通じた地域活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年三月十七日から同年五月十六日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ゴールドエイジ株式会社	ゴールドエイジ甲府営業所	山梨県甲府市中小河原町千五百八十四番地一 ゴールドエイジ中小河原	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十八年二月一日
特定非営利活動法人キヤロル	訪問介護ステーションキヤロル	山梨県甲府市丸の内二丁目二十四番八号 スミダビル二階	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十八年二月八日
山本 和恵	山本歯科医院	山梨県韮崎市富士見二丁目三番十七号	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 居宅療養管理指導（みなし）	平成二十八年二月十五日
株式会社アンジュエトワル	ヘレーネケア 甲府東事業所	山梨県甲府市横根町千百七十一番地二	居宅介護支援	平成二十八年二月十六日
大森 雄介	大森歯科医院	山梨県甲府市上町千四十五番地七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十八年二月十八日





株式会社日本	特定非営利活動法人心優	同	同	同	医療法人浅川会	ケアビス株式会社	アスモ株式会社	同	特定非営利活動法人ハピネス21
甲州茶話本舗	訪問看護ステーション心優	同	同	同	ひまわりヘルパーステーション	ケアビスヘルパーステーション	訪問介護センターアスモ	居宅介護支援事業所はびねす河口湖	デイサービスはびねす河口湖
山梨県甲府市里吉一	山梨県甲斐市西八幡三千七百八十番地三	同	同	同	山梨県甲府市山宮町千八百八十七番地一	山梨県甲府市徳行五丁目十二番五十二号	山梨県南アルプス市飯野三千七百一番地一	同	山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千八百九番地一
通所介護	介護予防訪問看護 訪問看護	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具	介護予防訪問介護 訪問介護	介護予防訪問介護 訪問介護	介護予防訪問介護 訪問介護	介護予防訪問介護 訪問介護	居宅介護支援	介護予防通所介護 通所介護
平成二十七日	平成二十七年九月三十日	平成二十七年八月三十一日	平成二十七年八月三十一日	平成二十七年八月十八日	平成二十七年八月一日	平成二十七年八月一日	同	同	同

株式会社ファ	株式会社優有	同	同	同	医療法人笹本会	株式会社サウインドテラピー	株式会社みよしデイサービス	有限会社栄進 ケアサービス	有限会社バル	介護福祉グループ
シヨートステ	ぬくもりの家 ゆう	同	同	同	居宅介護支援事業所おさと	たのし荘デイサービスセンター	株式会社みよしデイサービス	ケアパーム凜	たすけあいきらら	デイサービスこつふ亭
山梨県笛吹市石和町	山梨県南都留郡忍野村忍草千五百八番地二	同	同	同	山梨県甲府市大里町五千三百十五番地	山梨県笛吹市春日居町熊野堂四百三十七番地	山梨県大月市御太刀二丁目十番三号	山梨県中巨摩郡昭和町押越千七百番地	山梨県南巨摩郡南部町富士四千五百九十九番地	丁目六番一号
介護予防短期入	介護予防通所介護 通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援	介護予防訪問介護 訪問介護	居宅介護支援	介護予防通所介護 通所介護	介護予防通所介護 通所介護	介護予防訪問介護 訪問介護	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売
同	平成二十七年十二月三十一日	平成二十七年十一月九日	平成二十七年十一月一日	同	平成二十七年十一月一日	同	同	同	同	年十月三十一日





- 1 商号又は名称 志村工務所
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町一ノ宮十七番地一
- 3 代表者の氏名 志村大丈
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般 二三)第二五九五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年二月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社イジマガラス・サッシセンター
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市德行一丁目九番二十四号
  - 3 代表者の氏名 飯島直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第九五二九号
- 四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年二月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社ひらやま
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町箕輪五百八十一番地
  - 3 代表者の氏名 下倉まゆみ

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二三)第七一五五号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年二月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社千須和設備工業
  - 2 主たる営業所の所在地 中央市布施二千七百五十六番地八
  - 3 清算人の氏名 千須和悟
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二六)第八〇四九号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年二月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年二月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社富士エコープロミレニアム
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田六千六百六十七番地
  - 3 代表者の氏名 小山田可能子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二五)第九七九三号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業



● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により昭和町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

甲府都市計画下水道  
（昭和町公共下水道）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 県営住宅使用料等の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービズ株式会社	収納した県営住宅使用料等に関する収納情報の取りまとめ	平成二十八年三月十日から同月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した県営住宅使用料等を県の歳入とするための収納情報の処理	同
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における県営住宅使用料等の収納事務	同

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	同	同
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社	同	同
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ	同	同
神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ	同	同
群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン	同	同
東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチェーン株式会社	同	同
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート	同	同
愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス	同	同

東京都港区港南一丁目八番一  
七号 株式会社しんきん情報サ  
ービス

同

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則  
(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加え、同条第二項中「準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「小学部若しくは小学校を卒業した」を「小学校の課程、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した」に改め、同条第四項中「中学部若しくは中学校を卒業した者若しくはこれに準ずる学校」を「中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校」に、「同等の」を「同等以上の」に改め、同条第五項中「高等部若しくは高等学校」を「高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校」に、「同等の」を「同等以上の」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

る。

平成二十八年三月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則(平成十年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

#### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

#### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

### その他

● 県営住宅等の管理の代行について

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)(第四十七条二項の規定に基づき、山梨県に代わって県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十八年三月二十四日

山梨県住宅供給公社理事長 守 屋 守

一 管理を行う者

山梨県住宅供給公社  
 二 管理を行う県営住宅等  
 山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）別表第一に掲げる  
 県営住宅及びその共同施設  
 三 管理の内容  
 1 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の  
 金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）  
 2 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務その他1に付随する業務  
 四 管理を行う期間  
 平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十八年三月七日（第二千五百八十六号）山梨県告示第七十一号（保安林の指  
 定の予定）

一二五	下	一	山梨市牧丘町牧平字神小 屋敷三一一六	山梨市牧丘町牧平字神子 屋敷三一一六
-----	---	---	-----------------------	-----------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番